

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日、同月○日及び同月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日にA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に採用され、トラック運転手として勤務していたが、平成○年○月○日、「心不全、心房細動」と診断され、D病院に入院加療中の同年○月○日、「大動脈弁狭窄症」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇日円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 請求代理人は、運行手当については就業規則に極めて抽象的な規定があるだけで、何時間分の時間外労働手当に相当するかの記載すらなく、精算方法もないなど、実質的に時間外労働手当の支払義務を潜脱するものである旨主張しているほか、監督署長が被災者の死亡について業務起因性を肯定し、被災者は1か月80時間ないし100時間を超える時間外労働に従事していたことを認定しているにもかかわらず、給付基礎日額が極めて低いのは、被災者の長時間に及ぶ時間外労働時間に見合う時間外労働手当が未払となっており、これを賃金総額に算入していないためである旨主張しているので、以下検討する。

(3) 被災者の賃金形態についてみると、以下のとおりである。

ア 会社の賃金規程第2条には、割増賃金とは別に諸手当が設けられ、その中に県外手当及び地場手当が位置付けられている。また、運行手当については、「ドライバーが各方面へ荷物を運行する際、時間外労働に対する部分をあらかじめ運搬方面ごとに一定額を定め支給する手当である。なお、第9条の割増賃金を上回る場合は割増賃金を支給しない。」と規定され、さらに、同規程第16条には、「運行手当（県外手当・地場手当）を支給するものとする。ただし、運行手当には割増賃金も含まれる。」と規定されている。

イ 被災者の賃金台帳をみると、地場（含残深）及び県外（含残深）の項目の

ほか、休日出勤給の項目が設けられ、それぞれ支払額が記入されているほか、県内・県外出張実績表には運行手当の支払実績が記入され、Eでの鮮魚の積込作業については○という記号が付記されている。

- (4) 被災者の時間外労働手当及び深夜労働手当（以下「時間外労働手当等」という。）についてみると、次のとおりである。

ア 監督署長は、被災者に対しては、給付基礎日額算定期間内における未払の時間外労働手当等は存在しないものと判断しているが、これは、上記賃金規程の規定を根拠に、運行手当が時間外労働手当等を包含しているものとして時間外労働手当等を計算し、判断したものと思料される。

イ ところで、時間外労働手当等の定額支給制度が適法なものとして認められるためには、支払額が法定の計算による額を下回らないことが必要不可欠であり、これを担保するために、基本給や手当に含まれる時間外労働手当等の額を明確にした上で、それが何時間分の時間外労働手当等に当たるのかを就業規則等に明示し、さらに、実際の時間外労働時間・休日労働時間・深夜労働時間が賃金や手当に含まれる時間を超える場合には、その差額を支払うことを就業規則等に明らかにすることが必要であると考える。

ウ しかしながら、本件運行手当に関する規定では、運搬業務を行った方面ごとに一定額を支払うとされていることが認められるものの、一件記録をみても、その算定基準や計算方法といった算定根拠が明らかでないだけでなく、当該手当に含まれるとされる時間外労働手当等に相当する額も不明であり、かつ、何時間分の時間外労働手当等が含まれることになるのかも明らかにすることができない。また、Eでの鮮魚の積込作業の回数に応じて支払われているとのF部長の申述も併せ鑑みると、運行手当は、実態としては、時間外労働や深夜労働の時間数に応じたものとは異なる出張手当というべき性格を持った手当ともみることができる。

- (5) そうすると、監督署長が長時間に及ぶ時間外労働があったことを認識しながら、運行手当が時間外労働手当等を包含している旨の規定が賃金規程にあることを理由として、当該手当の性格について十分検討することなく、現実に既に支払われている賃金のみをもって、給付基礎日額を算定したことは適切とは言えず、当該手当の実態について調査を尽くしてその性格を明らかにした上、賃金総額を再計算し、被災者の給付基礎日額を算定する必要があると思料する。

3 以上のとおりであるから、監督署長の本件処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。